

湖西市における飲食店への営業時間短縮要請における Q&A

R3. 5. 18 時点

Q. 飲食店とは

以下の全てを満たす施設

- ①食品衛生法第 52 条の許可を受けた、食品衛生法施行令第 35 条第 1 号（飲食店営業）及び第 2 号（喫茶店営業）に定める施設
- ②日本標準産業分類上、中分類 76「飲食店」に分類される施設

Q. 弁当屋で店内で飲食できるスペースがある場合は対象か

対象となりません。

Q. 要請期間が令和 3 年 5 月 19 日（水）から令和 3 年 6 月 1 日（火）だが、期間中全て自粛しなければ対象にならないか

準備期間となる 5/19、5/20 を除き、全ての期間について営業時間の短縮をする必要があります。なお、営業時間の短縮は連続して行うものとしており、5/20 のみ実施しなかった場合は、協力金は 5/21 からの支給となります。

Q. 要請期間が令和 3 年 5 月 19 日（水）からで、自粛対応できたのが 20 日からだが対象か

上記の通りです。

Q. 時間短縮ではなく、休業した場合は対象か

対象となります。

Q. 要請期間前から自粛しているが対象か

対象となりますが、令和 3 年 4 月 1 日時点で営業実態（お店を営業している）があるものとします。これより前から休業している場合には、今回の協力金の対象としません。

Q. 要請前に予約があったので、期間中に 1 日だけ営業したが対象か

協力金の対象となりません。

Q. オーダーストップが 20 時でよいか

20 時に営業を終了していただく必要があります。

Q. 酒類の提供を 19 時から翌朝 5 時まで自粛とは、オーダーストップが 19 時でよいか

19 時に酒類の提供を止めていただく必要があります。

Q. 通常時の営業時間が 19 時 30 分までの場合は対象か

営業時間短縮要請の対象外となります。なお、酒類を提供している場合には、19 時までの種類提供

に御協力をお願いします。(協力金の対象ではありません)

Q. 対象事業者の規模は問わないか(大企業、中小企業)

規模は問いませんが、協力金の支給算定式に違いがあります。

Q. 事業者単位か店舗単位か

協力金は店舗毎に算定します。なお、申請は事業者毎となります。

Q. 協力金の算定方法は(事業規模、2.5~7.5万円)

- ・中小企業：2.5万円~7.5万円(日あたり売上高の3割) × 協力日数(店舗あたり)
- ・大企業(中小企業で希望する者を含む)：(日あたり売上減少額の4割)[※] × 協力日数(店舗あたり)

※上限額は20万円又は前年度若しくは前々年度の1日あたり売上高の3割のいずれか低い額
なお、日あたり売上高の算定は、

- ① 令和2年または令和元年の4月、5月の実績を61日で除したものとするよう考えていますが、
- ② 令和2年または令和元年の5/19~6/1の実績を14日で除したものとすることも可能と考えております。

上記の2パターンを申請者に選択いただくこととなります。

Q. 協力金算定の協力日数には、定休日も含まれるか

含まれます。